

野田市水道事業就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

## 野田市水道事業規程第 1 号

### 野田市水道事業就業規則の一部を改正する規程

野田市水道事業就業規則（昭和60年野田市水道事業規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の5中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第11条の8第2項第2号中「、第11条の5の規定による請求にあつては3歳に、第11条の6の規定による請求にあつては」を削る。

第11条の9中「第11条の5中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、」を「並びに第11条の5」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公示の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とするこの規程による改正後の野田市水道事業就業規則第11条の5の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同条及び第11条の7の規定の例により、当該請求を行うことができる。